

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月 8 日

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役副社長 宮 崎 洋 一

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町 1 番地

【電話番号】 <0565>28-2121

【事務連絡者氏名】 資本関連事業部長 森 山 由 英

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目 4 番18号

【電話番号】 <03>3817-7111

【事務連絡者氏名】 広報部長 橋 本 沙 織

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という。）に基づき、報酬案策定会議の審議を経て、2026年5月8日開催の取締役会において、2026年6月30日（以下、本処分期日という。）時点での当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）（以下、対象取締役という。）および本処分期日時点での当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と併せて対象取締役等という。）ならびに当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）（以下、対象子会社取締役という。）に自己株式（以下、本割当株式という。）の処分（以下、本自己株式処分または処分という。）を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### （1）銘柄（募集株式の種類）

トヨタ自動車株式会社 普通株式

### （2）本割当株式の内容

発行数

634,900株

発行価格及び資本組入額

#### a. 発行価格

1株につき2,978円

#### b. 資本組入額

該当事項はありません。

（注）発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

発行価額の総額及び資本組入額の総額

#### a. 発行価額の総額

1,890,732,200円

#### b. 資本組入額の総額

該当事項はありません。

（注）本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

### （3）当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	発行数
本処分期日時点での当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）	3名	511,400株
本処分期日時点での当社の取締役を兼務しない執行役員	3名	74,500株
本処分期日時点での当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）	1名	49,000株

今般、当社グループ共通の理念のもと、グループ一体で中長期経営計画の遂行を推進する観点から、本制度の対象者を一部の当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および一部の当社子会社の取締役を兼務しない執行役員にも拡大することいたしました。なお、本自己株式処分における割当予定先には、当社子会社の取締役が含まれますが、当社子会社の取締役を兼務しない執行役員は含まれておりません。

（４）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第１項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係当社の完全子会社であります。

（５）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象取締役等および対象子会社取締役との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本譲渡制限契約という。）を締結する予定です。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第１項および所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。また、対象取締役等との本譲渡制限契約には、法令に基づく財務報告要件に関し、当社の過去の財務諸表の修正再表示を行う必要が生じた場合、その結果として超過支給となる業績連動報酬部分を、その支給を受けた対象取締役等または退任した対象取締役等から当社が強制的に回収することができる、クローバック規則が含まれます。当該クローバック規則は対象子会社取締役には適用されません。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第122期事業年度（2025年４月１日～2026年３月31日）の譲渡制限付株式報酬として割当予定先である対象取締役等および対象子会社取締役に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

#### 譲渡制限期間

割当予定先である対象取締役等および対象子会社取締役は、本割当株式について、2026年６月30日～2076年６月30日までの期間（以下、譲渡制限期間という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、譲渡制限という。）。

#### 譲渡制限の解除条件

対象取締役等については譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

対象子会社取締役については譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および当社子会社の取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象取締役等および対象子会社取締役が任期満了又はその他正当な事由により退任した場合の取扱い

#### a. 譲渡制限の解除時期

対象取締役等については、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又はその他正当な事由により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

対象子会社取締役については、当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および当社子会社の取締役を兼務しない執行役員または当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位からも任期満了またはその他正当な事由により退任した場合には、対象子会社取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### b. 譲渡制限の解除対象となる株式数

aで定める当該退任した時点において対象取締役等および対象子会社取締役が保有する本割当株式の全部とする。

#### 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記 で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等および対象子会社取締役が保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

#### ( 6 ) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等および対象子会社取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等および対象子会社取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役等および対象子会社取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

#### ( 7 ) 本割当株式の処分期日

2026年6月30日

#### ( 8 ) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号